7　その他

⑴　共同企業体の名称は「北九州空港進入灯橋梁改良工事○○・▼▼特定建設工事共同企業体」とすること。

⑵　本公示における競争参加資格の審査申請をする特定ＪＶが、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する北九州空港進入灯橋梁改良工事の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続しなければならない。

⑶　申請手続等について不明な点があれば、３⑴の場所に照会すること。

競争参加者の資格に関する公示

佐賀⑺宿舎新設造成工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について次のとおり公示します。

令和７年11月26日

九州防衛局長　伊藤　和己

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

1　工事名　佐賀⑺宿舎新設造成工事

2　工事場所　佐賀県佐賀市

3　工事概要　本工事の概要は以下のとおり。

（土木工事）

・宿舎新設に伴う造成工事（Ｖ＝約20,000㎥）、地盤改良工事（Ａ＝約10,000㎡）等　一式

4　工期　令和10年３月31日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付期間等

⑴　交付期間　令和７年11月26日から令和８年２月26日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後５時まで。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター　http://www.mod-eboc.go.jp

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出期限等

⑴　提出期間　令和７年11月26日から令和８年１月７日までの行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。ただし、12時から13時までの間を除く。

⑵　提出場所　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎　九州防衛局総務部契約課　ＴＥＬ092―483―8829

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で令和７・８年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和８年１月７日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　特定ＪＶ代表者にあっては、平成22年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

なお、元請けにおける工事の場合及び防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事においては、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。以下、特定ＪＶ代表者以外の構成員における実績において同じ。

①　元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、4,000㎡以上の地盤改良工事（バーチカルドレーン工法、真空圧密工法、サンドマット工法、盛土載荷重工法）を施工した実績を有すること。

②　防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、4,000㎡以上の地盤改良工事（バーチカルドレーン工法、真空圧密工法、サンドマット工法、盛土載荷重工法）を施工した実績を有すること。

特定ＪＶ代表者以外の構成員にあっては、平成22年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。特定ＪＶ代表者以外の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。

①　元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、造成工事を施工した実績を有すること。

②　防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した造成工事を施工した実績を有すること。

イ　建設業法の土木一式工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、⑵アの代表者に求める施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。